

○財務省告示第二百八十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十六年八月二十一日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十六年九月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第四百四十九回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条
九 年 法 律 第 二 十 三 号 ） 第 四 十 六 条 第 一 項
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

三 振替法の適用等
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）の価格競
争入札と同時に行われる入札で
あつて、財務大臣が各国債市場
特別参加者ごとに応募限度額を
定めるものによる発行（以下「国
債市場特別参加者・第I非価格
競争入札発行」という。）及び価
格競争入札の募入の決定をした財
務大臣が行われる入札であつて、財
務大臣が各国債市場特別参加者
の募集限度額を定めるものによ
る発行（以下「国債市場特別

四 発行方法
による発行（以下「国債市場特

五

方募

イ

入札競争

別参加者・第II非価格競争入札
発行」という。)

ロ

国債市場
特別参加者
非価格競争
入札競争

各申込みのうち応募価格の高い
も応募額を順次割り
当てる。その応募額を
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

発

イ

入札競争

額面金額で一兆九百十三億円

ロ

国債市場
特別参加者
非価格競争
入札競争

額面金額で千七百十五億円

ハ

国債市場
特別参加者
非価格競争
入札競争

額面金額で千二百五十九億円

国債市場
特別参加者
非価格競争
入札競争

の経利入価・
払過札格第
込利発競II
み子率行争非

(一) 年一・五パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
式により払込金額に加えた第二
十号の規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.5}{100} \times \frac{62}{365}$$

(二)

発行時にいて、その利子
に係る所得税が源泉徴収され
るものとして振替口座簿中の
口座に記載又は記録されるも
のにつきいは前記の算式
により算出した金額から該
金額に百分の二十・三・五を
乗じた金額（たし、当該国
債を発行時にいたして取得す
る者が非居住者又は外国
にある場合に出した金額に
よる算出した金額に当該非
居住者又は外国税法が適用
を受ける所得税の率を乗じた
金額を控除することができ

平成二十六年十二月二十日支
払期とし、次の算式により支出
した金額を支払う。ただし、支
払った金額を休業日に当たるとき
は、その翌営業日に払おうと
下、次号及び第十六号において

規定する期日について同じ。)
$$\frac{\text{額面金額} \times 1.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五	第二期以後の利子	毎年六月二十日及び十二月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十六	償還期限	平成四十六年六月二十日
十七	償還金額	額面金額百円につき百円
十八	元利支	日本銀行
十九	払場所	財務大臣から通知を受けた者
二十	入札参加	
二十一	払込期日	平成二十六年八月二十一日